

魚津市告示第110号

魚津市訪問型サービスA実施要綱の一部改正について

魚津市訪問型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月17日

魚津市長 村椿 晃

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 訪問型サービスA費Ⅰ	1月に12回までのサービス	1回につき	201単位
ロ 訪問型サービスA費Ⅱ	1月に13回を超えるサービス	1月につき	2,613単位
ハ 初回加算	初回	1月につき	200単位
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位×137 ／1,000
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位×100 ／1,000
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位×55 ／1,000
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位×63 ／1,000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位×42 ／1,000

備考

- イ及びロについて、事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90／100を乗じること。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずること。
- イ及びロについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15

／100を乗じた単位を足すこと。

- 3 イ及びロについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10／100を乗じた単位を足すこと。
- 4 イ及びロについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5／100を乗じた単位を足すこと。
- 5 ニ及びホにおける所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計とすること。
- 6 ホの算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とすること。また、（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、対象サービス事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とすること。なお、（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合においては、その一方の加算は算定しないこと。
- 7 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額の算定に含めないこと。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。